

各関係団体の長様

大阪府都市整備部長

「建設業取引適正化推進期間」における  
「建設業法研修会」の実施について（依頼）

日頃から、本府都市整備行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

このたび、国土交通省不動産・建設経済局長より10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、別紙実施要領のとおり、国土交通省地方整備局と連携して法令遵守を推進するための事業に取り組むよう通知がありました。

つきましては、この活動の一環として、下記のとおり研修会を実施いたしますので、本研修会の実施にあたり御配慮いただき、貴職より貴団体の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 日時：**令和5年11月21日（火）、24日（金）13:30～17:00**  
※受付時間：13:00から
2. 場所：大阪府咲洲庁舎2階「咲洲ホール」（別添案内図参照）
3. 講習内容：（変更の可能性あり）
  - ①「建設業法等の概説」  
（国土交通省近畿地方整備局建政部建設産業第一課）
  - ②「建設業許可の要件及び届出事項について」  
（大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課）
  - ③「建設業法令遵守について」  
（大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課）
  - ④「建設工事における労働災害防止の重点施策について」  
（大阪労働局労働基準部安全課）
  - ⑤「建設工事に伴う廃棄物処理の元請責任について」  
（大阪府農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課）
  - ⑥「建設キャリアアップシステムの活用について」  
（一般財団法人建設業振興基金）
4. 対象者：府内の建設業許可業者、府内で建設業を営む者  
建設業許可等申請に係る業務を行う行政書士
5. その他：後日、「建設業取引適正化推進期間」ポスターを送付させていただきますので、見やすい場所への掲示等啓発に御協力ください。

問合せ先

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室  
建築振興課建設指導グループ（担当：山本・白幡）  
TEL：06-6210-9736  
E-mail: kensetsushido@gbox.pref.osaka.lg.jp